

平成22年度 久留米市財政健全化判断比率審査意見書

1 審査の概要

この財政健全化判断比率審査は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条の規定に基づき、市長から提出された財政健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の期間

平成23年8月5日から同年8月31日まで

3 審査の結果

(1) 総合意見

財政健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類につき、その内容等を審査した結果、次の表のとおりとなり、いずれも適正に作成されているものと認められる。

財政健全化判断比率	平成22年度	平成21年度	対前年度差 (ポイント)	早期健全化 基準	備 考
実質赤字比率				11.25%	「基準」は財政規模に応じて定まる。
連結実質赤字比率				16.25%	「基準」は財政規模に応じて定まる。
実質公債費比率	4.6%	5.1%	0.5	25 %	
将来負担比率	26.8%	50.2%	23.4	350 %	

(注： 実質赤字比率 及び 連結実質赤字比率は、その算定結果が「赤字」の場合のみ数値が表示され、「黒字」の状態である場合には、これらの比率については「-」と表示される。)

(2) 個別意見

実質赤字比率について

平成22年度の実質赤字比率の算定結果は 1.61%となり、前年度の 1.28%よりも黒字の割合は増加している。早期健全化基準の 11.25%と比較しても、これを下回って「良好」である。（「 」は、黒字の状態を意味する。）

これは、分母となる標準財政規模が、普通交付税額と臨時財政対策債発行可能額の増加によって3.6%増えたが、分子となる一般会計等の収支のほうが、それを上回る30.1%の増加を示したため、当比率の算定結果は向上した。

久留米市においては、この比率は、一般会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計及び母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計が対象であり、そのうち母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の黒字額は減少したものの、他の2会計における黒字額の増加のために、全体的な黒字の割合が増加したものである。

これらの会計の実質収支額については、次の表【参考1：実質赤字比率前年度対照表】のとおりである。

【参考1：実質赤字比率前年度対照表】

(単位：千円、%、ポイント)

項 目	平成22年度	平成21年度	対前年度差
一般会計 実質収支額	972,591	718,630	253,961
住宅新築資金等貸付事業特別会計 実質収支額	61,742	49,045	12,697
母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計 実質収支額	27,482	48,191	20,709
分子（一般会計等実質収支額合計）	1,061,815	815,866	245,949
分母（標準財政規模）	65,790,799	63,506,951	2,283,848
実質赤字比率(%)	1.61%	1.28%	黒字 <増加 0.33 ポイント>

連結実質赤字比率について

平成22年度の連結実質赤字比率の算定結果は7.88%となり、前年度の10.10%よりも黒字の割合は減少している。早期健全化基準の16.25%との比較では、これを下回って、なお、「良好」である。（「 」は、黒字の状態を意味する。）

この比率は、その地方公共団体の企業会計を含む全会計が対象であり、各会計における実質収支額又は資金不足額若しくは剰余額については、次表【参考2：連結実質赤字比率前年度対照表】のとおりであり、いずれも黒字又は0となっている。

【参考2：連結実質赤字比率前年度対照表】

(単位：千円、%、ポイント)

項 目	平成22年度	平成21年度	対前年度差
一般会計 実質収支額	972,591	718,630	253,961
住宅新築資金等貸付事業特別会計 実質収支額	61,742	49,045	12,697
母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計 実質収支額	27,482	48,191	20,709
国民健康保険事業特別会計 実質収支額	218,763	914,175	695,412
競輪事業特別会計 実質収支額	423,155	392,790	30,365
市営駐車場事業特別会計 実質収支額	3,456	3,354	102
老人保健事業特別会計 実質収支額	0	257,318	(皆減) 257,318
介護保険事業特別会計 実質収支額	221,973	299,263	77,290
後期高齢者医療事業特別会計 実質収支額	70,941	62,367	8,574
水道事業会計 資金不足・剰余額	3,015,788	3,494,057	478,269
中央卸売市場事業特別会計 資金不足・剰余額	17,691	17,220	471
下水道事業特別会計 資金不足・剰余額	119,650	119,778	128
簡易水道事業特別会計 資金不足・剰余額	74	81	7
地方卸売市場事業特別会計 資金不足・剰余額	10,728	7,644	3,084
農業集落排水事業特別会計 資金不足・剰余額	23,505	24,862	1,357
特定地域生活排水処理事業特別会計 資金不足・剰余額	2,265	8,414	6,149
分子（各会計実質収支額/資金不足・剰余額合計）	5,189,804	6,417,189	1,227,385
分母（標準財政規模）	65,790,799	63,506,951	2,283,848
連結実質赤字比率(%)	7.88%	10.10%	黒字 <減少 2.22 ポイント>

実質公債費比率について

平成22年度の実質公債費比率の算定結果は4.6%となり、前年度の5.1%と比べ数値は下がっている。早期健全化基準の25%と比較しても、これを下回っており、次表【参考3：実質公債費比率過年度対照表】に示されるように、「良好」な方向への動きが続いている。

この比率が前年度に比べて更に向上した要因としては、ひとつには、市債の元利償還金の増加に伴って分子の数値が増加したものの、それ以上に、雇用対策・地域資源活用臨時特例費及び活性化推進特例費が創設されたことなどに伴って標準財政規模の要素である普通交付税額及び臨時財政対策債発行可能額が増加したことから、分母となる数値が大きくなったことが挙げられる。もうひとつには、当比率は、算定の仕組みとして、過去3か年の各単年度実質公債費比率の平均値であることから、前年度には計算の対象となっていた6.2%という高めの平成19年度単年度の実質公債費比率が、本年度の算定では対象外になったことがあると考えられる。これらのことによって、平成22年度の実質公債費比率は低下した。

【参考3：実質公債費比率過年度対照表】

(単位：千円、%、ポイント)

項目	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	対前年度
分子(公債費充当財源等)	11,022,411	11,012,036	10,852,371	10,618,894	11,163,875	544,981
分母(標準税収・交付税等)	60,767,157	60,347,582	62,554,206	63,506,951	65,790,799	2,283,848
控除(基準財政需要額算入額)	7,630,412	7,922,036	7,977,515	8,176,520	8,669,077	492,557
実質公債費比率(単年度)	6.38353	5.89407	5.26755	4.41416	4.36751	0.04665
実質公債費比率(3か年平均)		6.2	5.8	5.1	4.6	比率 <向上0.5 ポイント>

(注： 実質公債費比率(単年度) は、「分子 - 控除」の値を「分母 - 控除」の値で除して求める。また、実質公債費比率(3か年平均) は、過去3か年分の「実質公債費比率(単年度)」の値を平均して求める。)

将来負担比率について

平成22年度の将来負担比率の算定結果は26.8%となり、前年度の50.2%と比べ、数値上は大きく「向上」した形となっている。早期健全化基準の350%と比較しても、これを下回っており、次頁の表【参考4：将来負担比率前年度対照表】に示されるとおり、「良好」な値を維持しているものといえる。

前年度と比べて本年度の数値は良好な方向へ大きく動いているが、その主な要因は、将来負担額から控除することとされる充当可能財源等のうち都市計画事業債に係る対象の捉え方を、当比率の算定精度を高めるため、これまで以上に細かく区分して把握するよう財政当局が基本的に見直した結果、充当可能財源として算入の対象となる市債が増えたためである。

つまり、この比率の「向上」については、起債状況をはじめとして、本市の財政的な負担状況に大きな変化が見られたというような実質的な理由があったわけではないということに十分に留意する必要がある。

もうひとつの理由としては、前年度に比べて臨時財政対策債償還費及び合併特例債償還費が増加したことにより、分子から控除することとされる充当可能財源等のうち基準財政需要額算入見込額が増加したことで、更に分子が減少したことが挙げられる。

【参考４：将来負担比率前年度対照表】

(単位：千円、%、ポイント)

項 目	平成22年度	平成21年度	対前年度差
分子(将来負担額)	165,149,982	165,188,962	38,980
分子から控除(充当可能財源等)	149,813,443	137,380,403	12,433,040
分母(標準財政規模)	65,790,799	63,506,951	2,283,848
分母から控除(算入公債費等の額)	8,669,077	8,176,520	492,557
将来負担比率	26.8	50.2	< 比率向上 23.4 ポイント >

(注： 将来負担比率は、「分子 - 分子控除」の値を「分母 - 分母控除」の値で除して求める。)

(3) 是正改善を要する事項等

数値そのものについて、特に指摘すべき事項はないが、次のとおり意見要望を述べる。

本年度の審査でも、久留米市の財政健全化判断比率は、黒字のために数値が表示されない実質赤字比率及び連結実質赤字比率を含めて、法令の定める早期健全化基準を、前年度に引き続いて下回っており、比較的良好な状態を維持しているといえる。

しかし、財政健全化判断比率の算定内容をつぶさに検討してみると、次のようなことが懸念される。とりわけ、実質公債費比率及び将来負担比率においては、これを悪化させなかった理由としては、地方交付税及び臨時財政対策債発行可能額の増加という、半ば外的な要因によるところが大きい。また、将来負担比率に関して、本市でいえば特別奨学金基金や暴力追放推進基金など、特定の目的のために条例を制定して積み立てられた基金までも、算定上は、地方債の償還額等に充当可能な基金とすることができるよう地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則第14条には定められているが、それらの基金を充当の対象に含めることが、実際にどこまで妥当性を持つのかという点で、疑問なしとはしがたいものがある。さらに、都市計画税については、地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入見込額として、本年度の税収だけではなく、確定していない将来にわたる収納予定額までも算入の対象としている。国が定めたルールに従って算定した結果なのではあるが、はたして現実の財政状況をどこまで正確に反映しているのかという視点からは、安直に数字を信じることは、不用意であるようにも感じられる。

また、これらの財政健全化判断比率には直接現れてはいないが、経常収支比率の悪化による財政硬直化等に関しても、本年度は一定の好転が見られてはいるが、根本的かつ持続的な対策によるものとは言いがたいので、更に一層の努力が求められるものと考えられる。

今後、少子化の進展や、景気後退等の影響による市税収入の減少、平成27年度以降の市町村の合併の特例等に関する法律に基づく合併算定替えによる約32億円(平成22年度算定ベース)の地方交付税などの段階的な減少などに伴い、歳入の減少がますます懸念される状況にある。歳出においても、扶助費や公債費等の義務的経費の増加や一定の行政水準の維持のために、歳出の削減が容易にはできにくい状況は続くであろう。これらの要素を総合的に判断すると、財政健全化判断比率上の良好な数値を、近い将来には、事実上、打ち消してしまう可能性をはらんでいるのが実情である。

この財政健全化判断比率の算定は、自治体破綻法制における破綻対応のための事前手続きであり、一定の条件設定に基づく結果というべきものなので、これを活用しながらも、独自に他の財政指標などと併せた分析を行うことによって財政の健全な運営の維持を図ることは、依然として本市の大きな課題である。市民に対しては、より厳格かつ的確で分かりやすい情報を積極的に開示し、協働して改革に取り組まれるよう切望するものである。

(4) 中核市における財政健全化判断比率の状況 (注: 数値は、各市の平成21年度決算による。)

全国的な状況を把握するため、参考として他の中核市の状況を以下に示すこととする。

- 1 実質赤字比率 : 久留米市も他の中核市と同様、対象となる収支に赤字額の発生はなく、実質赤字比率は、いずれの市においても表示されていない。
- 2 連結実質赤字比率 : 函館市(0.41)及び高知市(3.26)の2市以外の中核市は、久留米市も含めて連結実質赤字額は発生していない。
- 3 実質公債費比率 : 久留米市は、中核市の平均値である10.2%より良好な5.1%であり、中核市(40市)中、比率の良好なほうから5番目となっている。
- 4 将来負担比率 : 久留米市は、中核市の平均値である100.8%より良好な50.2%であり、中核市(40市)中、比率の良好なほうから9番目となっている。

[平成21年度決算に基づく中核市の財政健全化判断比率の状況]

実質赤字比率			連結実質赤字比率			実質公債費比率			将来負担比率		
順番	自治体名	比率(%)	順番	自治体名	比率(%)	順番	自治体名	比率(%)	順番	自治体名	比率(%)
1	函館市	-	1	旭川市	-	1	岡崎市	0.4	1	船橋市	-
1	旭川市	-	1	青森市	-	2	高槻市	0.7	1	岡崎市	-
1	青森市	-	1	盛岡市	-	3	船橋市	2.6	1	豊田市	-
1	盛岡市	-	1	秋田市	-	4	豊田市	3.4	1	高槻市	-
1	秋田市	-	1	郡山市	-	5	久留米市	5.1	5	宇都宮市	27.3
1	郡山市	-	1	いわき市	-	6	横須賀市	5.2	6	岐阜市	37.1
1	いわき市	-	1	宇都宮市	-	7	鹿児島市	7.2	7	郡山市	40.7
1	宇都宮市	-	1	前橋市	-	8	岐阜市	7.3	8	鹿児島市	42.9
1	前橋市	-	1	川越市	-	9	福山市	8.5	9	久留米市	50.2
1	川越市	-	1	船橋市	-	10	東大阪市	8.6	10	長野市	55.3
1	船橋市	-	1	柏市	-	11	川越市	8.9	11	福山市	68.2
1	柏市	-	1	横須賀市	-	11	豊橋市	8.9	12	横須賀市	73.8
1	横須賀市	-	1	富山市	-	11	松山市	8.9	13	東大阪市	82.7
1	富山市	-	1	金沢市	-	14	函館市	9.0	14	豊橋市	88.0
1	金沢市	-	1	長野市	-	15	金沢市	9.1	15	松山市	90.1
1	長野市	-	1	岐阜市	-	16	宇都宮市	9.2	16	西宮市	91.8
1	岐阜市	-	1	豊橋市	-	17	郡山市	10.1	17	倉敷市	93.7
1	豊橋市	-	1	岡崎市	-	18	尼崎市	10.5	18	大津市	98.1
1	岡崎市	-	1	豊田市	-	19	下関市	10.8	19	川越市	98.7
1	豊田市	-	1	大津市	-	20	姫路市	10.9	20	姫路市	103.7
1	大津市	-	1	高槻市	-	21	旭川市	11.4	21	長崎市	105.3
1	高槻市	-	1	東大阪市	-	22	柏市	11.5	22	いわき市	106.1
1	東大阪市	-	1	姫路市	-	23	西宮市	11.8	23	柏市	110.3
1	姫路市	-	1	尼崎市	-	24	いわき市	12.0	24	金沢市	110.4
1	尼崎市	-	1	西宮市	-	24	大分市	12.0	25	高松市	115.3
1	西宮市	-	1	奈良市	-	26	和歌山市	12.2	26	下関市	115.7
1	奈良市	-	1	和歌山市	-	27	大津市	12.3	27	大分市	119.5
1	和歌山市	-	1	倉敷市	-	28	長野市	12.5	28	前橋市	119.7
1	倉敷市	-	1	福山市	-	28	倉敷市	12.5	29	盛岡市	129.2
1	福山市	-	1	下関市	-	30	宮崎市	12.6	30	旭川市	129.4
1	下関市	-	1	高松市	-	31	富山市	12.9	31	秋田市	129.9
1	高松市	-	1	松山市	-	32	熊本市	13.0	32	函館市	130.1
1	松山市	-	1	久留米市	-	33	前橋市	13.1	33	宮崎市	139.0
1	高知市	-	1	長崎市	-	34	盛岡市	13.3	34	熊本市	140.5
1	久留米市	-	1	熊本市	-	34	高松市	13.3	35	青森市	160.8
1	長崎市	-	1	大分市	-	34	長崎市	13.3	36	和歌山市	169.6
1	熊本市	-	1	宮崎市	-	37	青森市	13.8	37	尼崎市	192.0
1	大分市	-	1	鹿児島市	-	38	奈良市	13.9	38	富山市	195.6
1	宮崎市	-	39	函館市	0.41	39	秋田市	14.1	39	奈良市	213.9
1	鹿児島市	-	40	高知市	3.26	40	高知市	19.2	40	高知市	257.7
	中核市平均	-		中核市平均	0.09		中核市平均	10.2		中核市平均	100.8

(注) 1 ここに掲げる数値は、平成21年度決算に基づく総務省による確報値を参照している。

2 中核市は、平成22年4月1日現在の中核市である40市を対象としている。

3 比率欄の「-」は、当該比率が、算定上発生していないものを示している。

平成 2 2 年度久留米市資金不足比率審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化に関する審査は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第22条の規定に基づき、市長から提出された本市の公営企業会計に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の期間

平成23年8月5日から同年8月31日まで

3 審査の結果

(1) 総合意見

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類につき、その内容等を審査した結果、次の表のとおりとなり、いずれも適正に作成されているものと認められる。

事業会計名	平成22年度 資金不足比率	平成21年度 資金不足比率	経営健全化 基準	備考
水道事業会計			20 %	地方公営企業法 適用企業 (宅地造成事業以外)
中央卸売市場事業特別会計				地方公営企業法 非適用企業 (宅地造成事業以外)
下水道事業特別会計				
簡易水道事業特別会計				
地方卸売市場事業特別会計				
農業集落排水事業特別会計				
特定地域生活排水処理事業特別会計				

(注： 資金不足比率は、資金不足額(剰余額)又は実質収支の算定結果が「赤字」の場合のみ数値が表示され、「黒字」の状態である場合には、この比率については「-」と表示される。)

(2) 個別意見

「資金不足比率」について

法適用企業である水道事業について、決算書に基づく流動比率(財務の短期流動性を示す。)は、401.9%となり資金不足額は生じていない。

なお、経営健全化に関する審査における資金不足比率を算出するに当たり、実質的な資金不足額を把握するため、企業会計の本来の原則である「1年基準」に基づき、仮に、流動負債に、企業債の次年度(平成23年度)償還予定額を算入して計算すると、水道事業の実質流動比率は186.5%となるが、この場合においても資金不足額は生じないため、資金不足比率及び実質的な資金不足比率とも計上されず、算定上、良好な状態にあると認められる。

また、この比率が適用される法非適用企業である6事業会計について、いずれの実質収支においても資金不足額等はないので、資金不足比率は計上されず、算定上は良好な状態にあると認められる。

(各事業の資金不足(剰余額)又は実質収支については、「財政健全化判断比率審査意見書」を参照のこと。)

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。